

## 「香川県 ICT 活用工事（法面工） 試行要領」 Q & A

Q 1 要領第2条の「3次元起工測量」、「3次元設計データ作成」と「3次元出来形管理等の施工管理」の施工プロセスに ICT 施工技術の活用を考えているのですが、ICT 活用工事に該当しますか。

また、施工者希望型による ICT 活用工事の対象工事になっていますが、ICT に関する必要な経費は計上してくれますか。

A 1 試行要領第6条に定める「施工者希望型」において、一部の段階で ICT 施工技術を活用する場合でも、ICT 活用工事として必要な経費を第5条により設計変更を行い計上できます。

ただし、その場合でも④3次元出来形管理等の施工管理は、実施する必要があります。

また、発注者指定型の場合は、工事発注時に ICT に関する必要な経費を計上していることから、①②④⑤※の施工プロセスの段階で ICT 施工技術を活用する必要があります。

※①3次元起工測量、②3次元設計データ作成、③ICT 建設機械による施工（法面工は対象外（従来工法による施工とする）。）、④3次元出来形管理等の施工管理、⑤3次元データの納品

Q 2 要領第4条の「その他の工事」について教えてください。

A 2 「その他の工事」は、通常工事として発注された工事でも、契約後、受注者から ICT 施工技術の活用の希望があった場合、発注者が実施内容について確認し、適否を判断するものです。

その結果、ICT 活用工事として実施する場合の手続きは、「施工者希望型」と同じです。

Q 3 要領第7条「別表1 準用する基準等」で、どこか参考にするサイト等はないですか。

A 3 四国地方整備局 i-Construction 推進本部のウェブサイト「ICT の基準類」を参考にしてください。

<http://www.skr.mlit.go.jp/kikaku/iconstruction/ict.html>

Q 4 要領第7条の「原則、受注者に従来手法による施工管理（二重管理）を求めない」とは、どういうことですか。

A 4 ICT 活用工事（法面工）の施工管理手法は、従前行ってきた法面工の施工管理手法と異なります。

よって、受注者が ICT 活用工事（法面工）を実施する場合は、従前行ってきた法面工の施工管理を行わないことから、工事監督員及び工事検査員は、従前の施工管理を求めないものとします。